

議案第 19 号

おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

おいらせ町道路占用料徴収条例（平成 18 年おいらせ町条例第 14 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正に伴い、道路占用料に係る所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

おいらせ町道路占用料徴収条例（平成１８年おいらせ町条例第１４３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	「	「	「
3 6 0	3 5 0	6 4 0	6 3 0
5 5 0	5 4 0	2 7 0	2 7 0
7 4 0	7 3 0	1, 1 0 0	9 6 0
3 2 0	3 2 0	6 4 0	6 3 0
5 1 0	5 0 0		
7 0 0	6 9 0		
」を	」に、	」を	」に、

「	「
1 9	1 9
2 9	2 8
」を	」に、

「
6 4 0
Aに0. 0 0 4を乗じて得た額
Aに0. 0 0 7を乗じて得た額
Aに0. 0 0 8を乗じて得た額
5 3 0
3 2 0
6 4 0
1 1
1 1 0
1 1 0
1 1 0
1, 1 0 0
5 1 0
1 1
1 1 0
1 1
1 1 0
1, 1 0 0
5 3 0
6 4 0
Aに0. 0 2 8を乗じて得た額
1 1 0
6 4

」を

「

6 3 0
Aに0. 0 0 5を乗じて得た額
Aに0. 0 0 8を乗じて得た額
Aに0. 0 1を乗じて得た額
4 8 0
2 9 0
6 3 0
1 0
9 6
9 6
9 6 0
5 0 0
1 0
9 6
1 0
9 6
9 6 0
4 8 0
6 3 0
Aに0. 0 0 3 4を乗じて得た額
9 6
6 3

」に、

「

トンネルの上又は 高架の道路の路面 に設けるもの	専用面積1平方メー トルにつき1年	Aを0. 0 1 7 を乗じて得た額
上空に設けるもの		Aに0. 0 2を 乗じて得た額
その他のもの		Aに0. 0 2 8 を乗じて得た額

」を

「

トンネルの上又は高架の道路の路面に設けるもの		専用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0 . 0 1 9 を乗じて得た額
上空に設けるもの			A に 0 . 0 2 4 を乗じて得た額
地下（トンネルの上の地下を除く。）に設ける	階数が 1 のもの		A に 0 . 0 0 5 を乗じて得た額
	階数が 2 のもの		A に 0 . 0 0 8 を乗じて得た額

もの	の		
	階数が 3以上 のもの		Aに0.01を 乗じて得た額
その他のもの			Aに0.034 を乗じて得た額

」に、

「

Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.028を乗じて得た額
Aに0.028を乗じて得た額
Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.028を乗じて得た額

」を

「

Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.034を乗じて得た額
Aに0.034を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.034を乗じて得た額

」に改める。

別表備考中「1平方メートル」を「0.01平方メートル」に、「1メートル」を「0.01メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。